

野中税理士事務所 通信

No.62

今月のテーマ 「個人の青色申告特別控除額の引下げ」

1. Q 最近は電子メール等で税務会計が行われていると聞いていますが、税務上のメリットは何かありますか。

A まず、平成30年度改正で正規の簿記の原則に従って記録した者に係る「青色申告特別控除額」が一定の場合を除き65万円から「55万円」に引き下げられました。控除額が少なくなった訳です。

2. Q その「青色申告特別控除額」とは個人事業者における特典の一つですか。

A それには①10万円控除と②65万円控除がありますが、今回の65万円控除のことで、(1)正規の簿記の原則で記帳(2)申告書に青色決算書を添付(3)期限申告の要件が必要になります。



3. Q その「青色申告特別控除額」が65万円から「55万円」に引き下げられたことと、電子メールの問題とが関係ありますか。

A ①仕訳帳及び総勘定も元帳の電子帳簿保存、又②確定申告書・青色決算書の電子申告(e-taxによる申告)のいずれかを行うことで、引き続き65万円の青色申告特別控除を適用することができることになります。あくまで令和2年分からの個人に対して適用されるものです。

4. Q つまり、令和2年分から電子帳簿保存又は電子申告(e-Taxによる申告)を行えば65万円控除は変わらないということですね。

A ペーパーによる申告は55万円控除ですのでご注意ください。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

11月放送は11月12日、26日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分~

11月 7日、21日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分~

今日の
一句

昔は親戚を含め家族全員で農作業をしました。 そこで一句…

「家族して 落ち穂拾いと 栗ご飯」(秋の田園風景)

♪ どうしてこんなに悲しいんだろう 吉田拓郎

今日の
一言

「家の中では相當にダレた姿をしていても、タバコを買ひに出かけるだけで社会用に、ジャケット一枚も羽織ったものである。」(作詞家 阿久悠)

意味: 社会には自分だけでは押し通せないことが山ほどある。面倒でも一步外へ出るのに着替えるのは、社会を尊重し仲間の一員として生きていくための作法だったのだろう。それを放棄した「普段着」の増殖を阿久さんは嘆いていた。

金運が良い時期ですので貯金をはじめることが運気UPに。真面目にコツコツと物事を進め周りの協力が得られるでしょう。

やる気は充分ですが、焦って、空回りしないようになってしまいましょう。風邪を引きやすいときです。体調の変化に注意。スポーツをして汗を流すと運気UPに。

《九紫火星》

《八白土星》

集中力が欠ける時です。うつかりして約束を忘れないよう気をつけましょう。スケジュール管理を確実に。リフレッシュして、余裕を持つことが大切です。

《七赤金星》

プライベートが充実する時です。思い切り楽しむことが好運を呼び込みます。問題があったことは順調に解決していくでしょう。

《六白金星》

幸運月です。気力、体力とも充実しています。社交運も良いので、異業種交流会などに参加すると良い出会いがあるでしょう。

《五黄土星》

了見が狭いと、信用を失いやさしいです。人に優しくする事を心がけると、困難があつても助けてくれる人が現れます。家族との時間を大切に過ごすと運気UPに。

《四绿木星》

物事が順調に進む運気です。あまりに強引になると、足元をくわれます。根回しが大切です。図書館が運気UPに。

《三碧水星》

何事も計画を立てて進める事が大切です。健康運が心配なときです。充分休養とりましょう。森林浴が運気UPに。

雜な対応をすると信頼を失いそうです。丁寧に対応する事を心がけましょう。家族サービスが運気UPに。

九星占い (11月)